

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

令和6年12月 国見町

日頃より、当町の税務行政に対しご理解とご協力を賜り、深く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、その所在地の市町村長に申告していただく必要があります。

つきましては、この手引きをお読みいただき、期限までに申告書の作成及び提出をお願いいたします。

提出期限：令和7年1月31日（金）

事務処理の都合上、早めの提出にご協力ください。

【申告書の提出方法及び連絡先】

- | | |
|------------|--|
| ・窓口での提出 | 国見町役場1階 税務課窓口
平日の午前8時30分から午後5時15分 |
| ・郵便での提出 | 〒969-1792
伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7
国見町 税務課 課税係
※控えの返送を希望される方は、返信先を記入した封筒に切手を貼付し、申告書に同封してください。 |
| ・eLTAXでの提出 | 電子申告が可能です。
※5ページをご覧ください。 |
| ・連絡先、電話番号 | （024）-585-2778（直通） |

目 次

I 償却資産

1 償却資産とは

(1) 申告の対象となる資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

(2) 申告の対象とならない資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2 償却資産の主な種類

(1) 資産種類別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

(2) 業種別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

3 国税との主な違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

II. 償却資産の申告

1 申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

2 申告の方法および提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

III 償却資産の評価と課税

1 評価額・税額の計算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

2 固定資産税の納付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

3 課税標準額の特例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

4 申告内容の確認調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

5 過年度への遡及等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

IV 提出書類の記載例

1 償却資産申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）（減少資産用）・・・・・・・・・・・・・11

I 償却資産

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものも含まれます）をいいます。

会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

（１）申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

以下の資産も対象となりますので、ご注意ください。

（ア）償却済資産（耐用年数が経過した資産）

（イ）簿外資産（帳簿に記載されていない資産）

（ウ）遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

（エ）未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）

（オ）租税特別措置法の規定を適用し即時償却等をしたもの（中小企業特例を適用して損金算入した資産等）※1

（２）申告の対象とならない資産

以下の資産は償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

（ア）土地や家屋として固定資産税が課されるもの

（イ）自動車税や軽自動車税の課税対象であるもの

（ウ）無形固定資産（アプリケーションソフトウェアや特許権等）

（エ）繰延資産、棚卸資産、生物、美術品等

（オ）耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算入されたもの ※2

（カ）取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却したもの ※3

（キ）平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの ※4

※1～※4については、下記〈参考〉を参照してください。

〈参 考〉償却方法と取得価額による申告対象一覧

○＝申告対象 ×＝申告対象外

償 却 方 法	取 得 価 額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例※1	○	○	○	
一時損金算入※2	×			
3年一括償却※3	×	×		
リース資産※4	×	×	○	○

2 償却資産の主な種類

(1) 資産種類別の主な償却資産

資産の種類		具体例
構築物	構 築 物	舗装路面、門、塀、緑化施設 等
	建物附属設備	受変電設備、内装・内部造作 等
機 械 及 び 装 置		工作機械・印刷機械等の産業用機械、ブルドーザー等の土木建設機械、太陽光発電設備 等
船 舶		ボート、漁船 等
航 空 機		飛行機、ヘリコプター 等
車 両 及 び 運 搬 具		大型特殊自動車（分類番号が「0」「00 ～09 及び 000～099」「9」「90～99」及び 900～999）、その他運搬車（自動車税・軽自動車税の対象を除く） 等
工具、器具及び備品		パソコン、テレビ、事務机、陳列ケース、ルームエアコン、プリンター 等

(2) 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。表にないものについては、これらの資産を参考に判断していただくか、国見町税務課へお問い合わせください。

各業種共通のもの	受変電設備、舗装路面、庭園、塀、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、その他
農業	ビニールハウス、農耕作業用自動車（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、農業用器具、その他
小売店	商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、その他
飲食店	自動販売機、カラオケセット、冷蔵庫、室内装飾品、その他
理容業・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、タオル蒸器、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備、その他
製パン業、製菓業	窯、オーブン、ビニール包装機、あん練り機、ミキサー、その他
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、電気血圧計）、その他
駐車場事業	柵、駐車装置、駐車料金精算機、白線工事、その他
工場	旋盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、福利厚生設備、その他
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、その他
自動車整備業 ガソリン販売業	照明設備、自動販売機、独立キャノピー、ガソリン計量器、その他

3 国税(所得税・法人税等)との主な違い

項 目	国 税 の 取 扱 い	固 定 資 産 税 の 取 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	事業年度（決算期）	暦年（賦課期日制度）
減 価 償 却 の 方 法	定額法と定率法（200%） の併用・選択制など	定 率 法
前年中の新規取得資産	月 割 償 却	半 年 償 却（1/2）
圧縮記帳の制度（※1）	認 め ら れ ま す	認 め ら れ ま せ ン
特別償却・割増償却	認 め ら れ ま す	認 め ら れ ま せ ン
増 加 償 却	認 め ら れ ま す	認 め ら れ ま す
評価額の最低限度額	備 忘 価 額 1 円	取得価額の 5/100
改 良 費	原 則 ： 区 分 評 価	区 分 評 価

※1 固定資産税の取り扱いでは圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得価額を圧縮した資産については申告作成の際、圧縮前の取得価額の記入をお願いします。

Ⅱ 償却資産の申告

1 申告していただく方

個人及び法人を問わず令和7年1月1日（賦課期日）現在、国見町内に償却資産を所有し事業を営んでいる方です。また、リース資産については所有権移転外リースの場合は貸主の方、所有権移転リースの場合は借主の方となります。（国税とは取扱いが異なりますのでご注意ください）。

2 申告の方法および提出書類

資産に増加・減少がない場合も、申告書の提出又は電話での申告は必要です。

令和7年1月1日以前に取得した資産で、未申告のものがあれば、その資産も申告してください。

申告いただく方		申告の対象となる 資産	提 出 書 類
初めて申告される方	申告資産のある方	令和7年1月1日 現在国見町内に所有されているすべての償却資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書 ・減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写し
	該当資産のない方		・償却資産申告書 ※備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

申告いただく方		申告の対象となる 資産	提 出 書 類
前年度申告された方	増減・変更がある方	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書 ・減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写し
	増加減少がない方		・償却資産申告書 ・種類別明細書 ・減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写し
	該当資産がない方		・償却資産申告書 ※備考欄に「該当資産なし」と記入してください。
	事業を廃業された方		・償却資産申告書 ※備考欄に「廃止・解散・転出等」の旨とその年月日を記入してください。 ・種類別明細書 ・減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写し

【電算申告される方】

企業の電算処理方式で申告される方は、償却資産申告書に令和7年1月1日現在の評価額、決定価格、課税標準額を出力のうえ、全資産の明細書を添付してください。

【eLTAX（地方税ポータルシステム）による電子申告】

地方税電子化協議会が運営するeLTAX（地方税ポータルシステム）を利用したインターネットによる申告を受付けています。詳しくは、eLTAXのホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

【資産なし申告について】

申告すべき償却資産を所有していない場合でも、「該当資産がない」旨の申告をお願いします。

【個人番号・法人番号の記載と本人確認の実施】

平成28年1月より償却資産申告にマイナンバーの記載が必要となりました。これにより、個人番号を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）にご協力ください。窓口で提出される場合は以下の確認書類をお持ちください。郵送される場合は、以下の確認書類の写しを同封してください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や、eLTAX（電子申告）による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

(ア) 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	個人番号カード、住民票の写し（個人番号付き）等
身元確認資料	個人番号カード、運転免許証、旅券等

(イ) 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	本人の個人番号カード、本人の住民票の写し（個人番号付き）
代理人の身元確認資料	代理人の個人番号カード、代理人の運転免許証、代理人の旅券、代理人の税理士証票等
代理権確認資料	税務代理権限証書、委任状等

【申告書の書き方がわからない場合】

10～11ページの申告書記入例をご参照ください。なお、ご不明な点がございましたらご連絡いただくか、次の書類をお持ちのうえ、窓口にてご相談ください。

お持ちいただく書類

- ・ 固定資産台帳・個人確定申告書・法人確定申告書（別表16（1）・（2）・（7））
- ・ 減価償却資産の明細がわかる書類



Ⅲ 償却資産の評価と課税

1 評価額・税額の計算について

(1) 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得価額、取得年月日及び耐用年数を基に評価額を算出します。

① 前年中取得のもの（取得初年度は半年償却で算出します）

取得価額 × (1 - 耐用年数に応じた減価率 × 1/2) = 評価額

② 前年前の取得のもの

前年度の評価額 × (1 - 耐用年数に応じた減価率) = 評価額

※以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価していきます。

【固定資産税評価基準による減価率表（抜粋）】

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	7	0.280	12	0.175	17	0.127
3	0.536	8	0.250	13	0.162	18	0.120
4	0.438	9	0.226	14	0.152	19	0.114
5	0.369	10	0.206	15	0.142	20	0.109
6	0.319	11	0.189	16	0.134	30	0.074

(2) 税額の計算方法

税率は、100分の1.4です。税額の計算方法は下記を参考にしてください。

税 額 (100円未満切り捨て)	=	課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税 率 (1.4%)
---------------------	---	-------------------------	---	---------------

※課税標準額とは国見町内に所在する資産の価格（評価額）の合計です。

(3) 免税点

課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。なお、免税点の判定は町で行いますので、償却資産の多少にかかわらず申告は必要です。

2 固定資産税の納付について

(1) 納税通知書の送付

令和7年度は4月中旬に、土地・家屋・償却資産を合わせた固定資産税の納税通知書を郵送させていただきます。

(2) 納期

令和7年度固定資産税の納期は、4月、7月、9月、12月の年4回です。

3 課税標準額の特例について

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条、同法附則第 56 条等に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有されている方は、内容に係る資料とともにご提出ください。

※太陽光発電設備について、平成 28 年 3 月 31 日までは、「固定価格買取制度」の認定を受けたものが課税標準の特例の対象となっていました。平成 28 年 4 月 1 日以降は「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」に係る補助事業者の交付を受けたものが課税標準の特例の対象となります。

【課税標準の特例が適用される償却資産の例】

適用条項	対象資産	取得期間	適用期間・特例率	添付書類
地方税法 第 349 条の 3 第 2 項	ガス事業用資産	S64.1.2～	最初の 5 年間 1/3 次の 5 年間 2/3	・ガス事業法に基づく許可書(写)
地方税法附則 第 15 条第 25 項	再生可能エネルギー発電設備 ※ 発 電 出 力 が 1,000kW 未満	R2.4.1～ R8.3.31	3 年間 2/3	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写)
	再生可能エネルギー発電設備 ※ 発 電 出 力 が 1,000kW 以上	R2.4.1～ R8.3.31	3 年間 3/4	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写)
地方税法附則 第 56 条第 12 項	東日本大震災の被災により滅失・損壊した資産の代替えとして取得した資産。復旧・補強した場合における改良費	H23.3.11 ～R8.3.31	4 年間 1/2	・被災代替取得償却資産の取得に係る特例適用申告書 ・滅失又は損壊した旨を証する書類(写)
地方税法附則第 15 条 第 44 項	中小事業者等の先端設備等導入計画に基づく先端設備 賃上げ表明をした場合	R5.4.1～ R7.3.31	3 年間 1/2	・先端設備等導入計画に係る認定申請書(写) ・先端設備等導入計画認定書(写)
		R5.4.1～ R6.3.31	5 年間 1/3	・生産性向上要件証明書(写)※工業会等証明書
		R6.4.1～ R7.3.31	4 年間 1/3	
国見町税特別措置条例 第 3 条	過疎地域持続的発展市町村計画（産業振興促進区域内）に基づく一定の事業用資産	R6.4.1～ R9.3.31	3 年間 課税 免除	・過疎地域持続的発展計画に係る産業振興機械等の取得に係る確認申請書(写) ・固定資産明細書 等

4 申告内容の確認調査について

申告書の受理後は、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第 353 条及び 408 条に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますのでその際はご協力をお願いします。資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

5. 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく資産を取得した翌年まで（地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により 5 年度分。なお、地方税法第 17 条の 5 第 7 項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は 7 年度分）遡及することになります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は 1 回となりますのでご注意ください。

※当資料は、償却資産の概要を示したものです。ご不明な点がございましたら、
国見町税務課（024-585-2778）へお問い合わせください。



IV. 提出書類の記載例

1. 償却資産申告書

提出する年月日を記入してください

受付印

記入例

※ 所有

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

申告年度を記入してください

住所又は納税通知書送達先及び連絡先を記入してください

住所又は納税通知書送達先及び連絡先を記入し、押印してください

個人番号又は法人番号を記入してください

各項目について記入してください

該当する項目に○を
してください

町内の事業所等、資産の
所在地を入力してください

借用 資
（有・無）
該当する項目に○をし、
「有」の場合は貸主を記入してください

事業所用家屋
該当する項目に○をしてください

備考（添付書類等）
以下のようない事項を記入してください
・ 添付した書類の名称
・ 「増減なし」「該当資産なし」等の付記
・ 住所や氏名等に異動があった場合は、異動事由や旧氏名等

提出する年月日を記入してください

住所又は納税通知書送達先及び連絡先を記入してください

住所又は納税通知書送達先及び連絡先を記入し、押印してください

個人番号又は法人番号を記入してください

各項目について記入してください

該当する項目に○を
してください

町内の事業所等、資産の
所在地を入力してください

借用 資
（有・無）
該当する項目に○をし、
「有」の場合は貸主を記入してください

事業所用家屋
該当する項目に○をしてください

備考（添付書類等）
以下のようない事項を記入してください
・ 添付した書類の名称
・ 「増減なし」「該当資産なし」等の付記
・ 住所や氏名等に異動があった場合は、異動事由や旧氏名等

資産の種類

1 構築物

2 機械及び装置

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬具

6 器具及び備品

7 合計

取得価額

前年度取得価額の（ア）

前年度取得価額の（イ）

前年度取得価額の（ロ）

前年度取得価額の（ハ）

前年度取得価額の（ニ）

前年度取得価額の（ホ）

前年度取得価額の（ヘ）

前年度取得価額の（ト）

評価額

前年度評価額の（ア）

前年度評価額の（イ）

前年度評価額の（ロ）

前年度評価額の（ハ）

前年度評価額の（ニ）

前年度評価額の（ホ）

前年度評価額の（ヘ）

前年度評価額の（ト）

決定価格

前年度決定価格の（ア）

前年度決定価格の（イ）

前年度決定価格の（ロ）

前年度決定価格の（ハ）

前年度決定価格の（ニ）

前年度決定価格の（ホ）

前年度決定価格の（ヘ）

前年度決定価格の（ト）

課税標準額

前年度課税標準額の（ア）

前年度課税標準額の（イ）

前年度課税標準額の（ロ）

前年度課税標準額の（ハ）

前年度課税標準額の（ニ）

前年度課税標準額の（ホ）

前年度課税標準額の（ヘ）

前年度課税標準額の（ト）

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）（減少資産用）

種類別明細書（増加資産・全資産用）

○ 前年中に申告された方は、令和6年中に取得した資産を記載してください。また、それ以前に取得した資産で申告するものがある場合は記載してください。

○ 初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有している全ての資産を記載してください。

所有者コード		所有者名		枚のうち	
資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	課税標準額
資産に 1～6の 数字を 記入し てくだ さい	資産の名称を記入してください	数量を 記入し てくだ さい	取得年 月 日 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	取得価額を記入し てください なお、圧縮記帳は 認められていま せん	該当する番号に ○をしてくだ さい 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受 入 4 その他
20					
		小計			

記入例

資産について以
下のような事項
がある場合は記入
してください
例) 特例の適用
...適用案件

種類別明細書（減少資産用）

○ 令和6年中に異動（減少又は修正）した資産を記載してください。

種類別明細書（減少資産用）

所有者コード		所有者名		枚のうち	
資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	課税標準額
資産に 1～6の 数字を 記入し てくだ さい	資産の名称を記入してください	数量を 転記し てくだ さい	取得年 月 日	取得価額を転記し てください 修正や一部減少の 場合は、修正後の 価額を記入してく ださい	該当する番号に○をして ください 1 売却 2 滅失 3 移動による減少 4 全額 5 一部
20					
		小計			

記入例

具体的な減少内容や、修正の発生事由
等について記入してください